

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年8月31日認可した。

平成28年9月9日

香川県知事 浜田惠造

事業主体	土地改良事業名
上庄地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上庄地区
北山地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北山地区
渦江地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）渦江地区
山本三池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山本三池地区